


外国人介護労働者は 年金受給に辿り着けるのか

中尾ゼミ3年

荒井想子、毛塚日和、近藤希音、佐枝寿珠
田村優和、新本理紗、吉澤奈津、吉村遥花

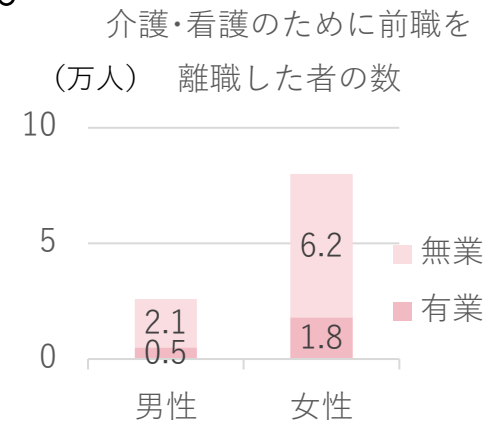
目次

1. はじめに
 2. 外国人介護労働者として日本で働くことができる4つのルート
 - 2-1：EPA介護福祉士候補者（経済連携協定）
 - 2-2：在留資格「技能実習」⇒「育成就労」
 - 2-3：在留資格「特定技能1号」
 - 2-4：在留資格「介護」
 - 2-5：外国人介護労働者の実態
 3. ライフイベントと在留資格との関係
 4. 外国人に対する公的年金
 - 4-1：脱退一時金
 - 4-2：社会保障協定
 5. 考察—女性の外国人介護労働者の在留期間と年金受給—
 6. 年金受給権を有する人は日本国外でも年金を受給できるのか
 7. おわりに
- 

〈現状〉

・厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業の概況」(2022年版)によると、女性の年金受給額は男性に比べて**約6万円**低い(厚生労働省年金局2023:14)。

・介護・看護のために過去1年間で前職を離職した人のうち女性は**8.0**万人、男性は2.6万人。そのうち現在無業の状態にある女性は**6.2**万人と、男性を大きく上回っている(総務省統計局2022:28)。



出典：総務省統計局(2022)就業構造基本調査
結果 28ページ

・私たちは、このような**介護負担の偏り**が、女性の就業期間を短縮させ、収入の減少を招き、結果として年金額の差につながっているのではないかと考えた。

⇒介護負担が、家族の中でもとくに女性に集中している現状を改善し、女性のキャリア継続を支援するためにも、**介護労働者の確保が急務**である。

〈外国人介護労働者をめぐる政府の方針〉

2015年

- ・ 2025年に向け最大**250万人**規模の介護人材確保が必要。
- ・ 外国人を安易に活用するべきではない。

(外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会2015：1)

2024年

- ・ 外国人介護人材の確保・定着及び受け入れ環境の整備が必要。

(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室2024：3)

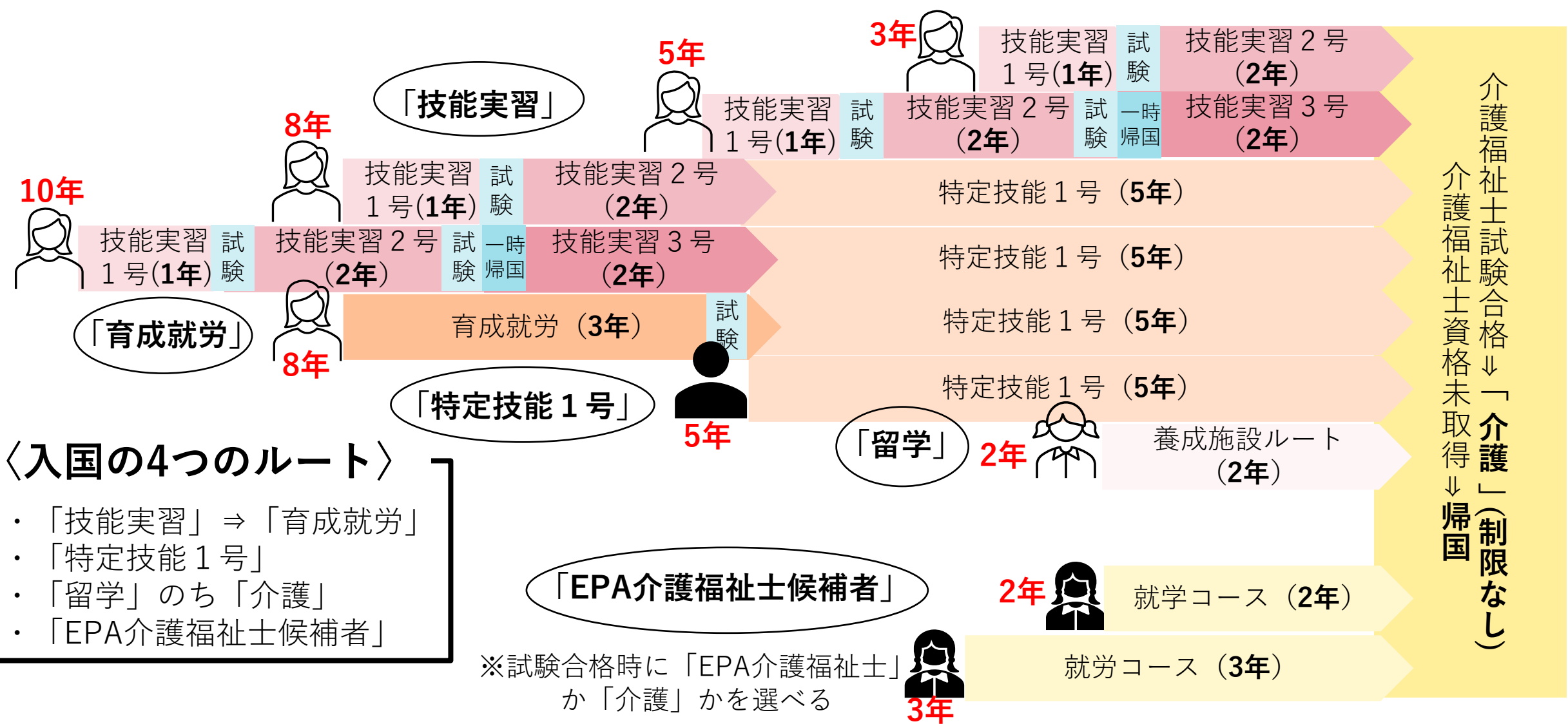
- ・ 在留資格を有する外国人を孤立させず、公共サービスを楽しみ安心して生活できる環境を整備。

(外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議2024：2)

〈本研究の目的〉

女性の外国人介護労働者が中長期的に日本で就労し続けられるのか、ライフイベントに着目して最終的に老齢年金受給に辿り着けるのか検討する。

2.外国人介護労働者として働くことができる4つのルート



〈入国の4つのルート〉

- ・ 「技能実習」 ⇒ 「育成就労」
- ・ 「特定技能1号」
- ・ 「留学」のち「介護」
- ・ 「EPA介護福祉士候補者」

介護福祉士試験合格 ↓ 「介護」(制限なし)
 介護福祉士資格未取得 ↓ 帰国

介護の知識や技術を学び、
母国で役立てることが目的。

2-1：EPA介護福祉士候補者（経済連携協定）

〈目的〉インドネシア、フィリピン、ベトナムとの**経済連携強化**。

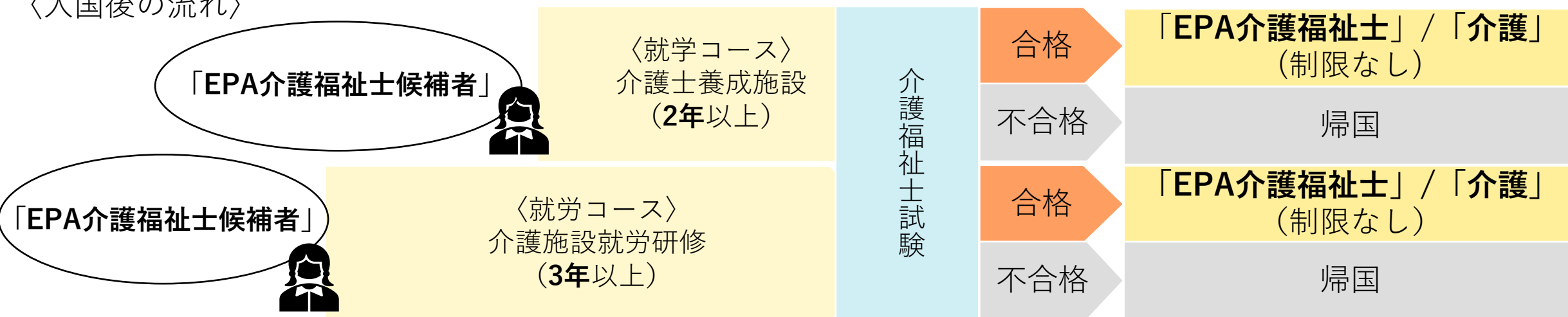
人材不足解消は目的としない。

〈創設〉2008年 インドネシア・フィリピン、2014年 ベトナム。

〈在留期間〉**原則4年 ※条件を満たせば5年**、資格取得後は在留期間更新回数制限なし。

〈家族帯同〉不可。介護福祉士資格取得後に可。

〈入国後の流れ〉



人手不足分野の**人材確保を目的としない在留資格**で、**介護福祉士資格を取得すれば中長期的な在留が可能**になるが、取得しなければ**最長5年で帰国**する。

2-2：在留資格「技能実習」（介護分野）

介護の知識や技術を学び、**母国で役立てる**ことが目的。

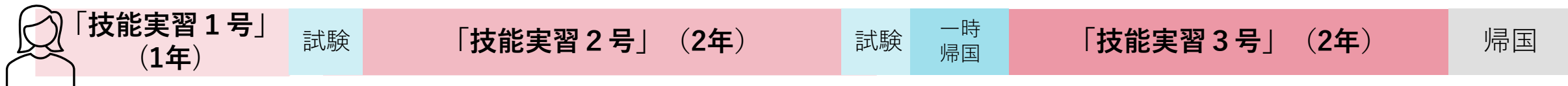
〈目的〉人材育成による技能移転を通じた国際貢献。

〈創設〉2017年、介護分野の在留資格「技能実習」創設。

〈在留期間〉**最長5年**。

〈家族帯同〉原則不可。

〈入国後の流れ〉



〈他の在留資格への変更〉

- ・「技能実習2号」を良好に修了すると、同分野の「特定技能1号」への変更が可能。
- ・3年以上の実務経験の後、在留期間内に介護福祉士資格を取得すると、「介護」への変更可能。

➡ **技能移転**を通じた**国際貢献**を目的とした在留資格のため**最長5年で帰国**するが、**他の在留資格への変更が可能**で、さらに**介護福祉士資格**が取得できれば**中長期的な在留が可能**になる。

※「技能実習」の発展的解消で「育成就労」を創設 在留資格「育成就労」（介護分野）

長期にわたり介護を支える
人材の育成・確保が目的。

原則3年間の就労を通じた人材育成で「特定技能1号」の技能水準を目指す。

〈目的〉特定技能1号水準の技能を有する人材の育成と人手不足分野における人材確保。

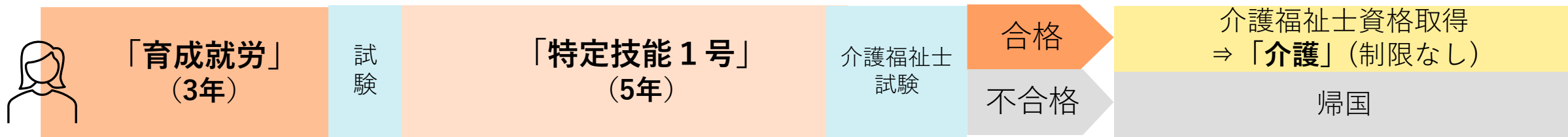
〈創設〉2024年

「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布。

〈在留期間〉原則3年。

〈家族帯同〉原則不可。

〈入国後の流れ〉



人手不足分野の人材確保を目的とした在留資格で、原則3年で帰国するが、「特定技能1号」水準の技能が習得できれば最長5年在留を延長でき、さらに介護福祉士資格が取得できれば中長期的な在留が可能になる。

2-3：在留資格「特定技能1号」（介護分野）

一定の専門性・技能を有し、**即戦力となる人材の確保**が目的。

国内外で行われる技能試験及び日本語能力試験で、一定の専門性・技能を有することやそれらの水準が確認された外国人が、介護施設等で就労できる在留資格。

〈目的〉日本の人手不足分野で**一定の専門性・技能を有する人材を確保**すること。

〈創設〉2019年、在留資格「特定技能」が創設。

〈在留期間〉**最長5年**。

〈家族帯同〉原則不可。ただし、可能な場合もある。

〈他の在留資格への変更〉

3年以上の実務経験を経て、在留期間内に介護福祉士資格を取得すると、「介護」への変更が可能。

〈入国後の流れ〉



人手不足分野で**即戦力となる人材確保が目的**の在留資格で、**最長5年で帰国**するが、**介護福祉士資格が取得できれば中長期的な在留が可能**になる。

労働力確保のため長期間的に日本に在留する目的

2-4：在留資格「介護」

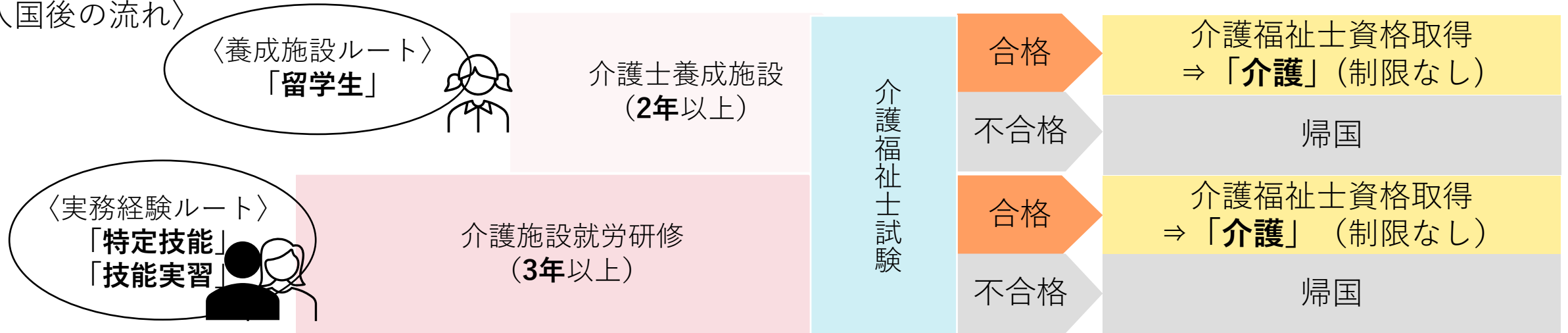
〈目的〉介護福祉士資格を取得した外国人に対して、介護又は指導を行う業務に従事することを可能とし、専門的知識を有する外国人を受け入れる。

〈創設〉2017年。

〈在留期間〉在留期間更新に回数制限なし。

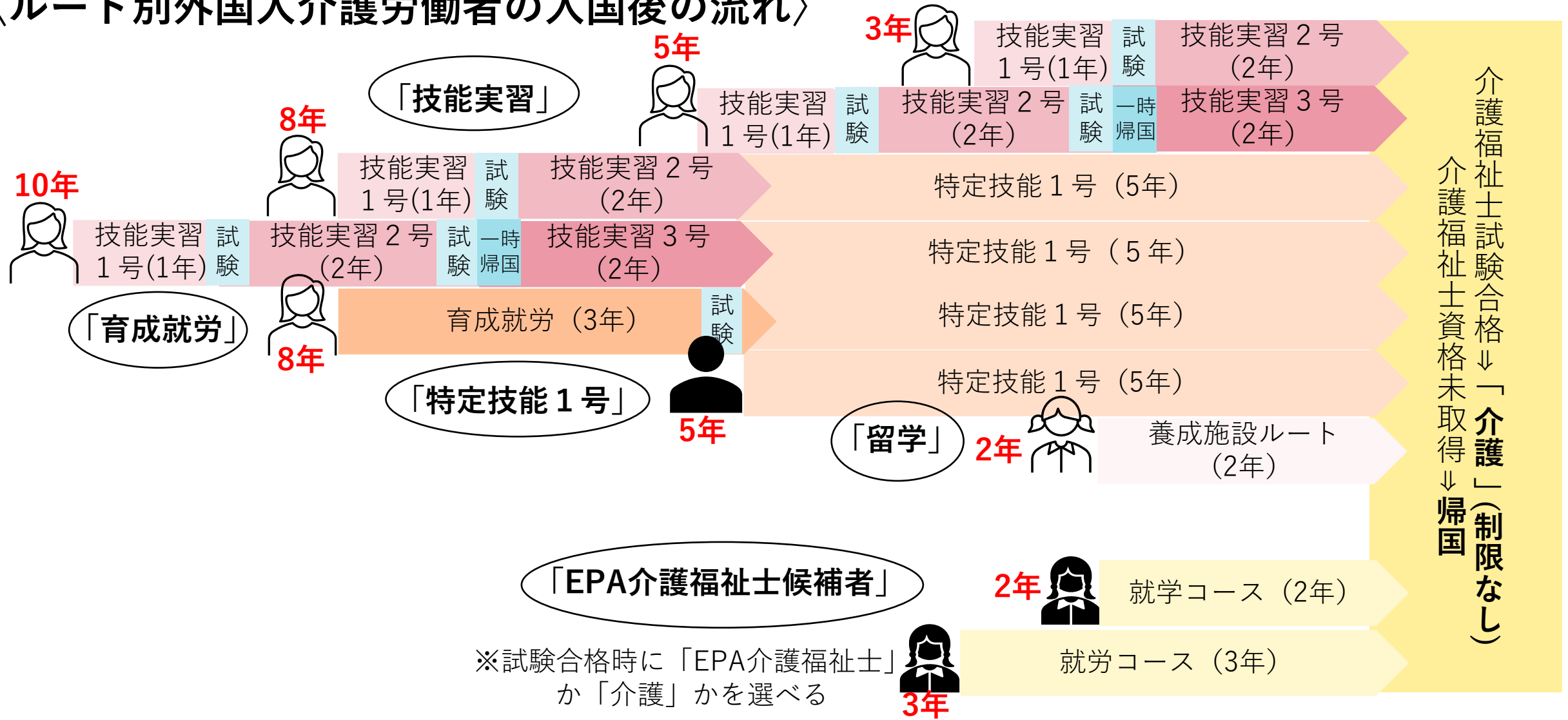
〈家族帯同〉可。

〈入国後の流れ〉



→ 専門的知識を有する外国人の受け入れを目的とした在留資格で、介護福祉士資格が取得できれば中長期的な在留が可能になる。

〈ルート別外国人介護労働者の入国後の流れ〉



2-5：外国人介護労働者の実態

〈入国ルート別在留者数（介護分野）〉

女性が7割以上。20代の人が多い。
在留者のうち**20歳代の女性が5割前後**。

入国ルート	在留期間	在留者数	女性の割合	最も多い年齢階層
EPA 介護福祉士 候補者	原則4年 (介護福祉士資格 取得後は制限なし)	3248人 (国際厚生事業団 2024：61)		
在留資格 「技能実習」	最長5年	15909人 (法務省 2023：1)		
在留資格 「特定技能1号」	最長5年	36719人 うち18歳～29歳女性： 54.6% (出入国在留管理庁 2024)	77.1% (出入国在留管理庁 2024)	18歳～29歳：70.3% (出入国在留管理庁 2024)
在留資格「介護」	制限なし	9328人 うち20歳～29歳女性： 44.3% (法務省 2024)	71.7% (法務省 2024)	20歳～29歳：58.8% (法務省 2024)

在留者数が最も多い「特定技能1号」、在留期間に上限がない「介護」で、女性や20代の人が多い。

「特定技能1号」や「介護」において **20代女性** が多い

結婚、妊娠・出産、育児のライフイベントと重なる

〈結婚と在留資格〉

○ **結婚** によって在留資格を失うことはない。

同国籍同士の場合

家族帯同が可能である「**介護**」への切り替え時に結婚する傾向がある
(日本介護福祉士会2024:17)。

日本人や永住者との結婚により自身の在留資格を「配偶者」に変更する場合

「**技能実習**」は結婚により技能移転の目的が損なわれると考えられ、在留資格の変更には管理団体や実習先の同意が求められることがある。

➡ 結婚は自由に可能だが、**在留資格**に影響してしまうことがある。

〈妊娠と在留資格〉

○産休の取得は**外国人介護労働者**にとっても**権利**であり、
妊娠によって在留資格を失うことはない。

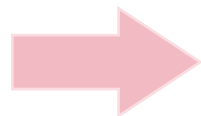
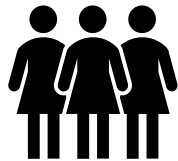
しかし

「**技能実習**」においては**不適切な扱い**を受けた報告がある。
(出入国在留管理庁2022)

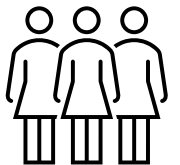
26.5%の人が「妊娠したら仕事を辞めてもらう（帰国してもらう）」という内容のことを直接言われたことがある。

44.8%の人が「妊娠しても技能実習を続けたい場合、出産のための休暇を取りながら続けられること」を知らない。

52.3%の人が「帰国して出産した場合、出産後に再度入国して技能実習を再開できること」を知らない。



妊娠が**帰国**を促してしまう実態がある。



〈生まれてきた子どもの在留資格〉

父母ともに家族帯同が認められる在留資格ではない場合に産まれた子どもに在留資格はない。

ただし、**日本で産まれた子ども**には人道上の配慮の観点から、例外的に「**特定活動**」の在留資格を付与し、在留を認めている（第213回国会衆議院法務委員会2024）。

母 \ 父	「技能実習」	「特定技能1号」
「技能実習」	①	③
「特定技能1号」	③	②

①) 父母ともに「技能実習」

→ 原則として在留期間の更新はできないが、やむを得ない事情の場合には個別具体的な事情を総合的に勘案し更新の可否を判断する

②) 父母ともに「特定技能1号」

→ 父母とともに在留することが認められ、父母が在留する限り子どもの在留期間の更新が認められる。

③) 父母が「特定技能1号」と「技能実習」

→ 「特定技能1号」の子どもとして、在留資格「特定活動」が認められる

〈育児と在留資格〉

○**育休**の取得は**外国人介護労働者**にとっても**権利**であり、
育休を取得し、日本で育児をすることができる。

しかし

労使協定が締結されている場合、会社は1年未満の労働者については育休の取得を拒否することができる（育児・介護休業法第6条1項）。

「入管法」第22条4項によると、**当該在留資格に係る活動を継続して3か月以上行っていない場合**、在留資格を取り消される可能性があると定められている。

「在留資格の更新、在留期間の変更許可ガイドライン」によると在留資格の更新には「**独立の生計を営むこと**」が基準になっている。

➡ 育休を取得できなかった場合に**帰国**を選択する可能性がある。

4.外国人に対する公的年金

〈脱退一時金とは〉

経済社会の国際化の進展や技能実習制度の実施に伴い、短期間、日本に在留する外国人が増加したことを踏まえ、外国との年金通算協定が締結されるまでの経過的な措置として創設された仕組みである（年金実務1994：1531）。

〈支給要件〉

保険料納付済期間等が6月以上ある日本国籍を有しない人で、保険料納付済期間等の10年を満たせずに被保険者の資格を喪失し、日本を出国後2年以内の人（国民年金附則第9条の3の2／厚生年金保険法附則第29条）。

〈創設経緯・改正〉

1995年4月創設

2021年4月より（同年4月以降に保険料納付済期間（国民年金）または被保険者期間（厚生年金）がある場合）、支給上限年数が36月（3年）から60月（5年）に引き上げ。特定技能1号の在留期間の上限が5年になる（特定技能号）とともに、制度創設当時と比べて3～5年滞在したものの割合が外国人出国者全体の約5%から約16%に増加しているためである。


〈裁定件数〉

2022年は厚生年金110,657件。国民年金1,397件。合計 **112,054件**であり過去最高件数となった。

1995年と比べると18.2倍である。



〈女性の脱退手当金の変遷〉

1942年	労働者年金保険制度発足による脱退手当金の創設
1954年	厚生年金保険制度改正による脱退手当金の支給要件変更 男性：被保険者期間5年以上かつ55歳以上 女性：被保険者期間2年以上（年齢制限なし）
1961年	通算年金制度発足による脱退手当金の支給要件変更 男性・女性：被保険者期間5年以上、60歳以上で、老齢年金等の受給資格なし
1965年	厚生年金保険制度改正による脱退手当金の支給要件変更（女子のみ1954年改正時の支給要件復活）*1978年まで
1985年	第3号被保険者制度発足による脱退手当金の廃止 

脱退手当金は老齢年金受給の機会を奪うものであり廃止されるべきとの意見があったが、通算措置がない時に直ちに廃止することは社会の実情に沿わない（厚生労働省2001）。

多くの婦人が脱退一時金をもらって職をやめ、年金加入期間を失った。もらった脱退一時金を返すから加入期間をつなげてくれないかとの声がある（第102回国会参議院1985）。

脱退手当金を受給していると、後の制度改正によって不利になることがある。

社会保障協定とは、保険料の二重加入を防ぎ、両国の年金制度への加入期間を通算することで、年金受給に必要な加入期間の要件を満たしやすくする仕組みである。

2024年現在、日本は23カ国と社会保障協定を締結している。

しかし

インドネシア

(EPA介護福祉士候補者の第1位)

ネパール

(「技能実習」介護分野の第1位)

ベトナム

(「特定技能1号」介護分野及び「介護」の第1位)

とは社会保障協定を締結していない。

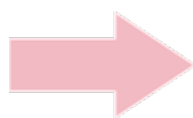
- ・外国人介護労働者には**20代女性が多い**ため、**在留期間中に結婚・出産・育児のライフイベント**が起こる。
- ・**出産・育児を支援する制度**は当然利用できるが、実態からは**本人や雇用主への周知が進んでいない**ことがうかがえ、出産・育児をきっかけとして女性の外国人介護労働者の帰国が促されてしまっているのではないか。
- ・介護福祉士資格が取得できなければ、中長期的に在留することができず、老齢年金の受給資格期間を満たしにくいため、帰国時に**脱退一時金**の受給権が発生する。
- ・外国人介護労働者の出身国の多くは日本と社会保障協定が結ばれておらず、年金の加入期間が母国の年金と通算されないため、脱退一時金の受給を選択する可能性が高くなる。脱退一時金を一旦受給してしまうと**加入期間がリセット**されるため、**後に社会保障協定が結ばれても、老齢年金の受給では不利になる**。

6. 年金受給権を有する人は日本国外でも年金を受給できるのか

〈申請手続きの流れ〉

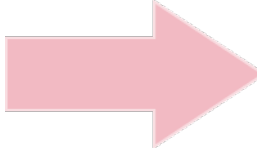
	日本国内	日本国外
年金加入状況を確認する方法	①郵送 毎年誕生月に年金記録を記載した「ねんきん定期便」が送付される。 ※申込不要 ②インターネット 「電子版ねんきん定期便」を確認できる	①郵送 居住国を年金事務所に届け出ている場合には、事前に申し込んでおくことで国外の住所に「ねんきん定期便」が送付される。 ※申込必要 ②インターネット 「電子版ねんきん定期便」を確認できる
老齢年金請求書を取得する方法	受給開始年齢の3か月前に 年金請求書 が送付される。	受給開始年齢になったら、 年金請求書を日本年金機構のHPからダウンロードして取得する。

- ・日本国外に居住している人に「ねんきん定期便」や「年金請求書」が自動的に送られることはない。
- ・受給開始後は、年に1回、**現況届**を期限までに郵送で提出する必要がある。



本人が忘れると、老齢年金受給が困難となる。
送付先が書類によって異なり、外国人にとってわかり難さがある。

- ・介護福祉士資格未取得により帰国する際に脱退一時金を受給する権利が発生する場合が多い。
- ・介護福祉士資格未取得だけでなく、ライフイベントを経験しながらの就労に困難が生じ、帰国することになった際に脱退一時金を受給する権利が発生する可能性がある。
- ・在留期間が10年を超え、受給資格期間を満たしていたとしても、母国など日本国外に居住地を移した場合、自動的に年金請求書が届かないため、本人が忘れると老齢年金受給が困難となる。

 **老齢年金受給に辿り着くのは難しい。**

外国人労働者が社会の一員として中長期的に日本に滞在できるようにするためには、**在留資格「介護」の取得に向けたサポートや出産・育児に関する制度**を本人・雇用主にも**周知**することが必要である。

参考文献

- 外国人技能実習機構(2024)「技能実習区分(第1号企業単独型技能実習)国籍・地域別 職種別 技能実習計画認定件数(構成比) 1-6-1 1-6-2 1-6-3 1-6-4 1-6-5 1-6-6」
- 厚生労働省年金局(2024a)「脱退一時金等について」第13回社会保障審議会年金部会2024年3月13日資料、2-3
- 厚生労働省年金局(2024b)「脱退一時金等について」第20回社会保障審議会年金部会2024年11月25日、5
- 厚生労働省年金局(2023)「令和4年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」、14
- 厚生労働省(2001)「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」
- 厚生労働省(2023.6)「経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受け入れ概要」
- 国際厚生事業団(2024)「EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者受入れの枠組み、手続き等について」
- 国会会議録(2024)「第213回国会 衆議院 法務委員会 第22号」丸山秀治、109
- 国会会議録(1985)「第102回国会 参議院 社会労働委員会 第15号」糸久八重子、21
- 総務省統計局(2022)「就業構造基本調査結果」、28
- 社会保険実務研究所(1994)「年金実務」「国民年金法等の一部改正法の施行について」
- 出入国在留管理庁(2022)「技能実習生の妊娠・出産等に関する調査研究報告書」
- 出入国在留管理庁(2023a)「第1表 国籍・地域別 在留資格(在留目的)別 在留外人」
- 出入国在留管理庁(2023b)「【第1表】主な国籍・地域別 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数」
- 出入国在留管理庁(2024)「【第9表】特定産業分野別 年齢・男女別 特定技能1号在留外国人数(令和6年6月末現在)」
- 日本介護福祉士会(2024)「在留資格『介護』の実態把握等に関する調査研究事業報告書」厚生労働省令和5年度社会福祉推進事業
- 法務省(2024)「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」
- 法務省(2023)「職種・作業別 在留資格『技能実習』に係る在留者数(令和5年末時点:404,556人)」、1